

令和2年3月臨時教育委員会議事録

(白石町教育委員会会議規則第16条及び第17条の規定により作成)

- 1 日 時 令和2年3月14日(土) 午後5時
役場3階 会議室4
- 2 出席委員 北村教育長 稲佐委員 下田委員 松尾委員
- 3 事務局職員 吉岡学校教育課長 川崎生涯学習課長 宮崎主任指導主事
吉村学校教育課長補佐 川畑庶務係長 永尾学校給食係長
- 4 教育長の挨拶
- 5 会議に付した議案
付議第12号 新型コロナウイルス感染防止対策に係る臨時休業について
- 6 動議の提出者 なし
- 7 議事の概要 別紙資料のとおり
- 8 議決事項 付議第12号議決
・傍聴者 なし

1 開 会 16:53

吉岡課長

2 教育長の挨拶 16:53

先日、学校再開の審議をお願いしたばかりですが、御承知のように佐賀市内でコロナ感染者が発生しました。それを受けて新しい態度決定ということでお集まりいただいた。本日1時から県の方で対策会議があり、県立高校の対応がなされた。前回の再開の時は、決定の参考にとということであったが、今回は要請になっている。それを受けて、先程3時から臨時の校長会を招集し、資料に示しているように実際の学校の詳細をどうするかということに議論を詰めた。正式にこの(案)をお諮りして、教育委員会としての正式な態度決定をさせていただきたいと思うためよろしくお願ひしたい。

3 付議事項の協議 16:54～

付議第12号

新型コロナウイルス感染防止対策に係る臨時休業について

吉村課長補佐：資料により詳細説明。

教育長の挨拶にあったように、先程校長会とも協議をして(案)ということに示したいと思う。基本的には本日1時から県の対策本部会議があり、県の教育委員会から要請があったことを受け決定するという。基本的には3月16日から3月24日まで臨時休業を延長するというもので、再開の中止をするということ。本来の春休みの期間3月25日以降については、今後状況を見て検討するという。その休業期間中、小学校の卒業式と小中学校の修了式については登校日とするということ。小学校の卒業式については、前回までは在校生も出席と言っていたが、非常の措置ということで在校生は出席させない。参加者は、卒業生、卒業生の保護者、教育委員会、教職員ということになる。終了式に県立高校ではこういう措置は無かったが、白石町としてはこのまま春休みに入るのは子ども達にとって良くないということで24日を臨時登校日ということで、とにかく短時間でおおむね1時間以内には終わるようにとしている。この臨時休業に伴い、放課後児童クラブを保健福祉課で行っているが、それが難しい場合は学校受入れを行うということで、これも継続となる。4月1日予定の辞令交付式については中止し、各校長から交付する。入学式についても予定だが、規模縮小して実施する。

部活動については、部活動と誤解される集団での活動があったようだが、全ての活動を中止するというにしている。ただし、個人的な自主トレーニングは認める。町費職員の出勤については、例えば学校教育支援員について、勤務の必要がないなど内容により分けていたが、やはり休業補償といっても長期化となると収入減が大きくなるため学童保育の応援等で勤務をしてもらう。最後に全てにおいて感染防止対策の徹底をしてもらうとしている。

下田委員：昨日の今日でどうかと思うが、保護者の中ではここまでは頑張っ
て子どもを見てきたが、これから長くなると大変という声をよく聞く
が、学校の方にはどうか。

吉村課長補佐：直接私達も聞いてないが、授業再開時の新聞報道で「ホッとし
た。」というのがあったため「助かった。」というのは、我々も聞いた。
特に祖父母の方が、数日ならいいが長引くという話はあるのか
と思う。

松尾委員：その辺り柔軟に学校での受け入れはして行く予定か。

北村教育長：引き続きしていく。

松尾委員：今までは来ていなかったが、新たにというの。

吉村課長補佐：はい。先週までの実績では有明西小学校にほぼ毎日1人。有明
南小学校と福富小学校に1人ずつ1回、その程度であった。

松尾委員：逆に保護者に対しアナウンスメントはし辛いのか。

吉村課長補佐：休業に入る時、学校も夜まで受け付け体制を取って、プリント
も配布していたが全然相談は無かったということ。それは意外では
あった。学童に殺到するとか、学校に来るとか思っていたが意外で
あった。

下田委員：先ほども保護者と話をしていたが、「子どもの心のケアが必要。」と
言われていた。長期休みの時には家族で旅行など遊びの計画も立て
られるが、今外に出すのも自由に出せない状態のため、子どもがか
なりストレスを抱えていると言っていた。

稲佐委員：部活動についてだが、「全ての活動を行わない。」ということのため
これはいいが、自主トレーニングの場合は指導者がいない。学校保
健法を怪我した場合は、適用できるかどうか。もう自己責任という
ことにするのか。

吉岡課長：学校管理下でないため自己責任になると思う。

北村教育長：学校管理下で行うことでないということになる。

稲佐委員：全くの自主トレーニングということ。

松尾委員：実際この前の休みの時は、やっていたということがあったか。

吉村課長補佐：直接聞いてないが、学校でなく他の場所を借りて行ったとかそういうことはあっていたようだ。

川崎課長：そのことに関連して、部活動ということだが社会体育についても同じ取り扱いをしたいと思っている。それと社会教育施設、社会体育施設についても小中高生の利用は認めない。学校施設についても当面の間利用は差し控えていただくという形でお願いしたいと思っている。

稲佐委員：ふれあい郷のプールも今日から休みとなっている。

川崎課長：ただ幼児については、幼児だけで来ることは考えられず大人連れとなるためそこは制限できないと思っている。

稲佐委員：国の方でも国会を通過して緊急事態宣言が出されて、それが県、市、町に降りてきた場合には、またそれはそれで別枠で出てくるのか。北海道はその市町で出してやっている。白石町内には今のところ患者もいないので良いが。

北村教育長：もしそうであって、それが町単位で動くことがあるのかということが町の対策会議で出ていたが、広域で動くことになるため県レベルではないかということでは出ている。ちなみに情報として、御存知のように佐大生が4名海外から帰ってきて1人が罹患しているが、帰って来てからの濃厚接触者が2名、出発前も何名かいて、それに今回対応した医療機関の職員が7名、都合23名が要観察ではないがいる。また、今日夕方後1名の陰性か陽性の結果が出ると言われている。特に白石町は、かなりの方が佐賀市に働きに行かれていおり、また、学校の職員も佐賀市の方から結構な数勤務しているため、唐津市とか基山とかで発生したのとは、また違う構えが必要かというところもある。今後町内で発生した場合は、また対応が変わってくると思う。

下田委員：事業とかも難しいということになってくる。事業所もどうなるかと思っている。

吉岡課長：まだ、先程の23名というのが特定できる段階のため良いが、次の段階はこういう接触歴が調べられない状態になると次の段階になると思う。

松尾委員：旅行同行者もまた発生したら、その濃厚接触者もまた膨れ上がるので。

吉村課長補佐：あと学校給食のキャンセルとか給食費について報告させます。

永尾係長：今日現在の状況を報告します。学校給食については、本来はここで休業の決定だが、それでは間に合わず、休校するだろうということでキャンセルをさせていただいている。今現在、9割以上のキャンセルは出来たが16日使用の食材1品、17日使用の1品ができず、これについては、月曜、火曜で職員等に販売をしようと思っている。給食費については、3日から給食をストップさせているため23日までの多いところで14食、少ないところで12食提供する予定だったが提供できていない。給食費については、還付するということで対応を取りたいと思っているが、還付をするためには1回徴収し返すという措置になる。1,600人以上の還付作業が発生するということで、3月分の給食費で調整をして徴収を行うということで動いている。多いところで還付額が4,140円、少ないところで3,036円の還付が発生する。通常、小学校で4,200円、中学校で4,900円の給食費となっているが、それを差し引いた残りを3月分の給食費として徴収をするということで行っている。口座引き落としはこの金額でいいが、既に納付書を配布しているところはすでに納付があっている。また、一括払いを選択した方もいただいているため、この方達は還付作業が発生する。還付については、5月の中旬までには還付を完了したいと思っている。

北村教育長：給食の件はよろしいか。それでは（案）として提案させていただいたがいかがか。

稲佐委員：一つ確認だが、すぐに終息はしないともうが、今回の学生もそう重症ではないと言っていた。例えば4月前後にある程度終息の形が出てきて、例えば4月1日の辞令交付式をするというような事は絶対ないということか。

北村教育長：現時点で示しているため、突然の変更はかえって混乱するため資料に示しているところはこれでさせていただきたいと思っている。それでは、この（案）を割愛させていただき教育委員会の決定とさせていただきます。

委員全員承認（付議第12号）

4 閉 会 17:11

吉岡課長